

酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育 案内書

法令根拠 講習内容

- ・労働安全衛生法第59条の規定により、酸素欠乏危険場所における作業に係る業務は、作業者の知識が不十分な原因での災害が多く、死亡率が高い災害であることから、特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。
- ・当協会では年間計画に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講いただきますようご案内いたします。

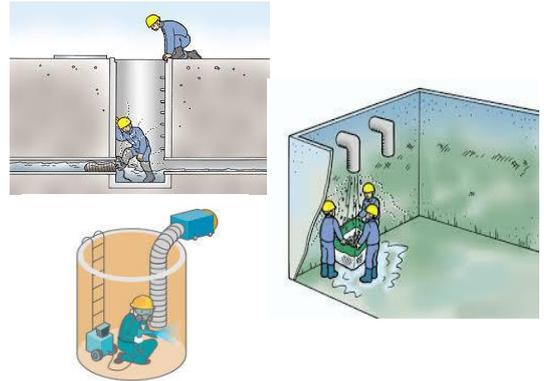
【特別教育を必要とする業務】

労働安全衛生規則第36条第26号

- ・酸素欠乏症等防止規則に定められた第2種酸素欠乏危険作業に係る業務(第2種は硫化水素を含む。)
- ・令別表第6(省略)に掲げる酸素欠乏危険場所における作業に係る業務

【酸素欠乏等】

- ・空気中の酸素濃度が18%未満である状態又は空気中の硫化水素の濃度が10ppmを超える状態をいう。



申込方法

受付開始: 原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)

申込締切: 開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日) なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切ります。

手続方法: 窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があり、詳細はホームページを参照ください。

受講資格

特に制限はありません。

講習科目 講習時間

科目	時間	科目	時間
酸素欠乏等の発生の原因	1時間	事故の場合の退避及び救急蘇生の方法	1時間
酸素欠乏症等の病状	1時間	その他酸素欠乏症等の防止に関し必要事項(関係法令)	1.5時間
空気呼吸等の使用方法	1時間		
合計 5.5時間 … この時間には休憩時間を含んでおりません。 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間配分となっています。			

受講料

区分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一般	9,900円	1,430円	11,330円
会員	6,600円		8,030円

※キャンセルの場合の取扱いは、協会ホームページをご確認ください。

修了証

- ・全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。
- ・事業者様には受講証明書を発行致します。(3年間の保存義務があります。)